

市営住宅の入居者募集

問い合わせ 住宅課 62-1131

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

公営住宅	住宅名(所在)	構造	戸数	使用料	入居者の所得に応じて決定します
勝間団地(高瀬町下勝間)	2DK(簡易耐火平屋建)	1	6,500円~13,400円		
西野団地(詫間町詫間)	4階3DK(中層耐火4階建)	1	22,300円~48,900円		
曾保団地(仁尾町仁尾甲)	2DK(簡易耐火2階建)	1	7,200円~13,800円		

申し込みができる人(次の条件を全て備えている人)

- 市内に住所または勤務場所を有する人
- 同居の親族か、同居しようとする親族がいる人(婚姻の届け出はしていなくても、事実上婚姻関係と同じ事情にある人や婚約者を含む)
- 現に住宅に困窮していることが明らかな人
- 市町村税等を滞納していない人
- 世帯の月額所得が基準の範囲内であること
- 申込者または同居親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと

(注)一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。

詳しくは住宅課までお問い合わせください。

必要書類

- 申請書(住宅課・各支所事業課にあります)
- 住民票(本人および同居しようとする親族全員、続柄が記載されたもの)
- 所得証明書(15歳以上で学生を除く全員)
- 納税証明書または非課税証明書(15歳以上で学生を除く全員)
- 申立書 など

入居の決定

入居者選考委員会により選考し、決定されます。

入居予定時期 平成20年1月上旬

申し込み期間・申し込み先

12月3日(月)~17日(月)の午前8時30分から午後5時までに、必要書類を持って住宅課または各支所事業課までお申し込みください。(土、日は除く)なお、申し込み期間以外の受け付けはしませんので、ご注意ください。

今年も早いもので、はや師走となりました。皆さまには何かと気ぜわしい毎日をお過ごしのことと思います。日ごろは、青少年の健全育成に、ご理解とご協力をいただいておりますことに感謝致します。

今月は携帯電話について載せません。今やほとんどの人が持ち、道行く人々が電話をしながら歩いたり、メールをしている風景や耳にイヤホンを入れ、何かを聞いている人をよく見かけます。また、ゲームも配信されているとのこと。

この中で今問題になっているのがメールです。テレビの番組で、二三人の若者が集まり、会話をすることなく、盛んにメールのやり取りをしていました。何か不自然な光景です。人が集まれば世間話に花が咲き、楽しい雰囲気を出します。また、会話の中で、お互いの人間性が自然と分かることも、「人付き合いのあり方」も習得できるものと思います。



メールのやり取りでは伝えようとする真意が伝わるのでしょうか。また、お互いに理解し合えるのでしょうか。

メールの中で今、若者に流行っているのが「チャット」、「ブログ」等と言われている掲示板です。これは誰でも見ることができ、誰でもこの中に自分の思いを書き込むことができる場所です。一人の者がある話題を提供すると、多くの人がそれを見て、自分の思いや考えを書き込みます。顔が見えない中で、思いをさまざまに書き込むのではないのでしょうか。中には、この場所が、あつてはならない「誹謗中傷」や「いじめ」、「恐喝」等の場になることもあります。

また、若者の中に五分以内に返信しなければ、相手との人間関係が壊れるというルールがあると聞きます。ですから、携帯をいつも持ち歩き、中を確認し、うまく使いながらも、どこかで不安を抱いているのではないのでしょうか。

携帯電話は、いつでもどこでも使える便利な物であり、生活を豊かにすることが出来ます。しかし、使い方を間違えば社会問題にもなりかねません。私たち使用者一人ひとりがモラルをもち、正しく使うことが大切ではないでしょうか。